

◎新潟県告示第910号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

平成24年7月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 柴倉津川線
- 2 供用開始の区間  
東蒲原郡阿賀町七名字長坂乙3273番12から同郡同町七名字長坂乙3273番12まで
- 3 供用開始の期日 平成24年7月13日